

No	質問	回答
1	特別な接種体制とはどのような状態をいうのか。	単にワクチン接種を行っただけでなく、概ね次のような状態が相当すると考えられます。 ・担当部署に他部署から応援を呼んだ場合 ・新たに人員を雇用した場合（ワクチン接種に専ら従事する職員として） ・コロナワクチン等専門部門を新たに開設した場合 ・診療時間を通常時より延長した場合 上記に該当しない個別の案件については、窓口へご確認ください。
2	特別な接種体制として申請可能な範囲はどこまでか。	病院において特別な接種体制を組む場合の財政支援においては、接種業務に携わる人員を対象としており（接種業務により生じる通常業務の穴埋め人員は対象外）、職種としては、看護師等の中に、事務員等（誘導員等ワクチン接種に必要な人員として配置した者）も含まれます。ただし、対象となる日は、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、4週間以上ある場合の条件を達成した週に属する50回以上/日の接種を行った日の業務に限ります。
3	1週間100回以上/150回以上の補助と1日50回以上の補助は併せて申請できるか。	同日に両方の支援は適用されません。 1週間100回を超えない場合に1日50回以上の支援は適用されます。
4	4週間以上とは連続する必要があるのか。	連続する必要はありません。
5	あらかじめ設定していた接種予定（予約）では、交付基準回数を上っていたが、ワクチン供給量が少なくなったため、基準回数を満たせなくなった場合でも補助は受けられるのでしょうか。（救済はあるか）	接種実績により判断しますので、回数に届かない場合は補助の対象となりません。
6	今回国から示されている交付要件には接種実績が届いていない。だが、特別な体制（人員を追加で雇用）を組んで個別接種を行っている。三重県として、別途交付だけではないか。	実績が不足している場合は交付対象となりません。 三重県として追加の交付を行う予定はありません。 （集団接種の場合、追加の雇用は時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の対象となる。追加雇用の人件費は補助金の対象となる可能性があります。）
7	集団接種、職域接種については対象に含まれるのか。	集団接種については含まれません。 職域接種については企業等が医療機関に向いて行う場合のみ含まれます。 ※ただし、中小企業や大学等以外の大企業等が行う職域接種については対象に含まれません。
8	実績報告（様式2）の末尾に医療機関名の後に印とあるが、押印が必要か。また、請求書（様式3）には押印は不要か。	様式2、3ともに事務手続き上の負担軽減の観点から押印は不要となります。 押印いただいても申請処理を進めるうえで支障はありません。
9	特別な体制の医師や看護師等の延べ時間の端数が出た場合は、どのような取扱いとなるのか。（2.5時間等）	最新の様式では、週計の段階で1時間未満の端数が切り捨てることとなっています。
10	同一医療機関が複数の場所で個別接種を実施する場合、それぞれで申請を行うのか。それとも合算での申請となるのか。	VRSで認識される接種会場毎の申請となります。
11	高齢者接種の回数のみが対象となるのか。	接種対象者の制限はございません。
12	請求書（様式1）について提出は必要であるのか。	請求書（様式1）は市町への提出様式になりますので、県への提出は不要となります。
13	1日50回以上の接種は1日だけでも請求できますか。	1日だけでも請求していただけます。
14	150回以上が5週、100回以上が3週あった、3週の100回以上は請求できないのか。	4週無いと請求することができません。しかし、150週のうち一番少ない回数の週を100回以上とすることで100回以上が4週となり、請求することが出来るようになります。